

TUAC (OECD 労働組合諮問委員会) のプレゼンテーション

(パワーポイント使用)

1 枚目

OECD 多国籍企業ガイドライン
アジアおよび東南アジアでの経験
東京 2008 年 2 月 25 日
TUAC OECD 労働組合諮問委員会

2 枚目

概要

- ・ 経験
- ・ 結論
- ・ OECD 多国籍企業ガイドラインをいかに強化するか

3 枚目

経験

- 2001 年以降労組から提起された 90 件の事件のうち
- ・ 33 件 (3 分の 1) がアジア諸国における違反に関係しており、
 - ・ 17 件が東南アジア諸国における違反に関係している。
- 2007 年に：アジア諸国における違反にかんする労組提起事件が突然増加している。

4 枚目

経験

東南アジアおよびその他のアジア諸国における違反にかんする 2001 年以降労組提起事件

(東南アジアとその他のアジア諸国の事件数の内訳を示すグラフである。)

	東南アジアの違反	その他のアジア諸国の違反
2007 年	3	5
2006	3	
2005	4	
2004	2	1
2003	5	1
2002	4	1
2001	3	1

5 枚目

経験

1 件の事件の提出から終結までの月数で表した平均期間

- ・ アジアの事件のみについて(24ヶ月)が、全事件について(21ヶ月)より長期間かかっている。

以下グラフで年毎の推移が示されている。(略)

6 枚目

経験

1 件のアジアの事件が終結するまでにかかった最長期間月数

- ・ 終結済み事件について：48ヶ月（ドイツのNCPに提起された事件である）
- 16 件の継続中のアジアの事件について：60ヶ月経っている（日本のNCPに提起されている事件である）
- ・ 8 件が 2007 年に提起されたもの
- ・ 8 件が 2007 年前に提起されたもの
- ・ 5 件が 2 年以上にわたり継続中
 - うち 2 件について
 - ・ 27 ヶ月継続中 バングラデシュにおける違反にかんするものでイギリスのNCPに提起されているものである。
 - ・ 31 ヶ月継続中 日本における違反にかんするもので日本のNCPに提起されているものである。並行法的手続を理由に凍結されている。
 - その他 3 件は 3 年以上継続中
 - ・ すべてが東南アジアにおける違反にかんするものである。インドネシア、フィリピン、マレーシア
 - ・ すべてが反組合行為にかんするものである。
 - ・ すべてが日本のNCPに提起されているものである。
 - すべてが並行法的手続を理由に凍結されている。

7 枚目

経験

代表的な違反の種類

	東南アジア	その他アジア	全事件
反組合	53%	44%	45%
リストラ協議		13%	19%
契約の実施	12%	31%	16%
移転の脅威		6%	2%
種々	35%	6%	15%

8 枚目

経験

地域別の全労組提起についてみた代表的な事件の種類

反組合行為はアジアにおいて最も頻度が高い。

アフリカ、ラテンアメリカ、北米、欧州、アジア毎の内訳グラフがある。(略)

9 枚目

経験

代表な事件の類型について

労組が事件を提起する主な理由は、労組の存在そのものが脅かされていることにある。

地域別の代表的な事件の類型を見れば、

反組合行為がアジアにおいて最も頻度の高い代表的な違反となっている。東南アジアの代表的な違反類型で「種々」というのは、すべて、ヨーロッパおよびアメリカがミャンマーにおいて操業している会社にかんするものである。

10 枚目

経験

アジアでの違反にかんする全終結済み事件について、

東南アジアについては、全終結済み事件（17 分の 11）中、半分（5 件）で我々は少なくともなんらかの積極的結論を得た。

- ・ 3 件で、NCP の介入斡旋が助けになった。

その他のアジア諸国については、全終結済み事件（16 分の 6）中、3 分の 1（2 件）で我々は少なくともなんらかの積極的結論を得た。

このことは、ガイドラインの重要性を証明している。ただしその有効性についてはなお真剣に改善がなされる必要があるが。

10 枚目

結論

2007 年に：アジア諸国における違反にかんする労組提起事件が突然増加している。

1 件の事件の提出から終結までの月数で表した平均期間は、アジア諸国での違反にかんする事件にかんするものが、全提起事件の平均よりも長い。

アジアの継続中の事件について

- 3 件がいまなお 3 年以上にわたり係属中であり、
- ・ それらはすべて日本の NCP に提起されているものであり、
- ・ すべて並行法的手続を理由に凍結されている。

反組合行為はアジアにおいて最も頻度の高い代表的な違反となっている。

12 枚目

OECD 多国籍企業ガイドラインの強化

次のことが必要である。

より多くの OECD 資源

有効性を増進するというより多くの政治的意志

より多くの NCP の能力の構築

対等の検討手続

東南アジア地域により特定して、我々は次のことを行う必要がある。

進行中の OECD - APEC 政策対話プログラムの中での OECD 多国籍企業ガイドラインの推進

より一層の地域的注力

- ・ 現状は、年 1 回のパリにおける OECD の NCP 年次会議があるだけである。
- ・ 現行の地域的 OECD ラウンドテーブル・プログラムにおいて、次のことを取り上げること
 - ・ コーポレートガバナンス（企業統治）（ラテンアメリカ、アジア、ロシア等の）
 - ・ 国営企業のガバナンス（アジア等の）